

依頼試験手数料・開放機器使用料の減免のお知らせ

新型コロナウイルス感染症が県内経済に与えるさまざまな影響に対する緊急経済対策として、中小企業・小規模企業が負担する依頼試験手数料及び開放機器使用料の減免を行います。

減免対象	● 依頼試験手数料・開放機器使用料
減免期間	令和2年8月1日～令和4年3月31日 ※期間は変更となる場合があります。
対象者	県内の中小企業・小規模企業
要件	以下のすべてを満たすものであること ● 申請者の住所又は事業所の所在地が県内であること ● 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者であること
減免率	50%（※開放機器使用料の基本料金を除く。）
必要書類	通常の「依頼書」「設備等使用許可申請書」に加え、以下の書類が必要となります ● 「減免申請書」 ● 「申告書」 （法人の場合には、代表者印の押印が必要です。） <div style="border: 2px solid green; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※「減免申請書」と「申告書」は、依頼試験の依頼時、開放機器の使用申請時に提出がなければ、減免の要件を満たしていても、減免することはできません。また、後日提出いただいても減免額に相当する額の返還は行いません。</p> </div> <p>《必要書類は、工業研究所HPよりダウンロードすることができます》 https://www.pref.mie.lg.jp/kougi/hp/index.htm</p>

*** 注意事項 *** **納入通知書、報告書等の宛名、送付先を申請者以外に変更することはできません。**

● お問い合わせ 三重県工業研究所 企画調整課

電話：059-234-4036 Fax：059-234-3982 e-mail：kougi@pref.mie.lg.jp